

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	法定調書の作成等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、法定調書の作成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定調書の作成等に関する事務
②事務の概要	委員や講師等に支払った報酬等に係る源泉徴収票などの法定調書の作成等に関する事務
③システムの名称	使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
個人台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部人事局職員事務課
②所属長の役職名	職員事務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 北海道総務部行政局文書課行政情報センター 011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 北海道総務部人事局職員事務課 報酬支給係 011-204-5922

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	職員事務課長 白戸 昌義	職員事務課長 糸氏 満	事後	人事異動に伴う所属長の交替のため、重要な変更該当し
平成28年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		平成28年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
平成28年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
平成30年6月27日	5. 評価実施機関における担当部署	職員事務課長 糸氏 満	職員事務課長 久保 静児	事後	人事異動に伴う所属長の交替のため、重要な変更該当し
平成30年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
平成30年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和2年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報の取扱いに関する問合せ	報酬賃金グループ	報酬支給係	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更該当しない(時点修正)